

〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

1 退職一時金制度

(1) 退職一時金の制度の有無及びその内容（表1）【集計表第1表、第2表】

制度を採用しているのは、調査産業計では200社（集計214社の93.5%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは26社（制度を採用している200社の13.0%）、それ以外は171社（同85.5%）となっている。製造業では、制度を採用しているのは126社（集計136社の92.6%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは16社（制度を採用している126社の12.7%）、それ以外は108社（同85.7%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする171社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数（ポイント）に置き換えて算定する方式）」が126社（73.7%）、「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が26社（15.2%）等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする108社のうち、「点数（ポイント）方式」が77社（71.3%）、「別テーブル方式」が19社（17.6%）等となっている。

表1 退職一時金制度の有無及び算定基礎

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎					退職一時金制度のない企業(退職年金制度のみ)
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他	
調査産業計	200	26	171	26	126	18	14
製造業	126	16	108	19	77	12	10
平成23年調査産業計	191	22	169	27	125	17	18
製造業	124	13	111	19	80	12	11

(注) その他には複数の方式が混在している場合や定額方式を採用している場合が含まれる。

(2) 定年到達までの退職金の算定（表2）【集計表第3表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金額を固定する制度があるのは、調査産業計では42社（集計198社の21.2%）で、固定する平均年齢は56.2歳、平均勤続年数は34.1年となっている。製造業では、24社（同125社の19.2%）で、固定する平均年齢は55.8歳、平均勤続年数は34.2年となっている。

調査産業計で退職一時金額が定年まで増える156社のうち、算定基礎給及び支給率ともに上昇するのは22社（14.1%）、ポイントが増加するのは104社（66.7%）となっている。製造業は101社のうち、算定基礎給及び支給率ともに上昇するのは15社（14.9%）、ポイントが増加するのは67社（66.3%）となっている。

表2 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金額を増額する	その他		
				算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	
調査産業計	198	42	156	22	104	23
製造業	125	24	101	15	67	12
平成23年						
調査産業計	191	40	151	25	108	18
製造業	124	26	98	15	74	9

(3) 退職一時金受給資格に要する最低勤続期間（所要年数）（表3）【集計表第4表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間（所要年数）を退職理由別にみると、調査産業計、製造業ともに定年及び会社都合において「1年未満」とする企業が最も多く、調査産業計ではそれぞれ62社（集計194社のうち32.0%）、73社（同37.6%）、製造業ではそれぞれ39社（集計123社のうち31.7%）、48社（同39.0%）となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く調査産業計で93社（集計194社のうち47.9%）、製造業で55社（集計123社のうち44.7%）となっている。

表3 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	定年				会社都合				自己都合			
		1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
調査産業計	194	62	57	8	24	73	61	5	20	16	54	29	93
製造業	123	39	38	5	11	48	41	2	7	10	40	16	55
平成23年													
調査産業計	190	100	53	10	24	106	55	10	16	16	57	36	81
製造業	123	63	39	6	12	67	41	6	6	10	43	21	49

(4) 退職一時金の特別加算制度（定年前早期退職優遇加算を除く）（表4）

【集計表第5表】

退職一時金の加算制度がある企業は、調査産業計では110社（集計199社の55.3%）となっており、会社都合退職、自己都合退職の何れも「功労加算」が最も多く、それぞれ63社（特別加算制度がある110社の57.3%）、37社（同33.6%）となっている。製造業では制度があるのは65社（集計125社の52.0%）となっている。

表4 退職一時金の特別加算の種類

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	会社都合退職（複数回答可）				自己都合（複数回答可）			制度なし
			役付加算	功労加算	定年加算	その他	役付加算	功労加算	その他	
調査産業計	199	110	13	63	38	22	5	37	19	89
製造業	125	65	7	34	31	13	1	22	9	60
平成23年										
調査産業計	191	103	17	63	30	18	9	34	15	88
製造業	124	68	9	38	25	10	3	17	9	56

(5) 退職一時金制度の変更状況（表5）【集計表第6表】

最近2年間（平成23年7月～平成25年6月）に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では35社（集計199社の17.6%）となっている。変更内容をみると、「支給率の変更」が10社、「原資の一部又は全部を年金に移行」が7社等となっている。製造業で変更したのは23社（集計125社の18.4%）となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更あり	(複数回答可)							変更なし
			算定基礎給の変更	算出方法の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	199	35	4	5	10	4	0	7	9	164
製造業	125	23	4	4	7	3	0	3	9	102
平成23年										
調査産業計	191	32	3	9	5	1	1	7	11	159
製造業	124	20	2	6	4	1	1	4	7	104

2 退職年金制度

(1) 退職年金制度の有無及びその種類（表6）【集計表第7表】

調査産業計で制度を採用しているのは202社（集計214社の94.4%）で、その種類は、「確定給付企業年金（規約型）」98社（制度を採用している202社の48.5%）、「確定給付企業年金（基金型）」76社（同37.6%）、「確定拠出年金（企業型）」107社（同53.0%）等となっている。

製造業で制度を採用しているのは126社（集計136社の92.6%）で、「確定給付企業年金（規約型）」54社（制度を採用している126社の42.9%）、「確定給付企業年金（基金型）」56社（同44.4%）、「確定拠出年金（企業型）」70社（同55.6%）等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び導入している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	導入している年金の種類（複数回答可）						退職年金制度のない企業 （退職一時金制度のみ）
		厚生年金基金	確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金（企業型）	その他の年金	
調査産業計	202	4	174	98	76	107	5	12
製造業	126	2	110	54	56	70	1	10
平成23年								
調査産業計	198	4	165	99	66	98	2	11
製造業	126	3	106	57	49	63	0	9

(2) 退職金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（平成23年7月～平成25年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では47社（集計205社の22.9%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が36社、確定拠出年金（企業型）が12社等となっており、内容は、「予定利率・給付利率の引下げ」が26社、「別の年金制度に移行」が11社等となっている。製造業で制度を変更したのは23社（集計128社の18.0%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が17社、確定拠出年金（企業型）が5社等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更あり	(複数回答可)				変更なし
			厚生年金 基金	確定給付 企業年金	確定拠出年 金(企業型)	その他の 年金	
調査産業計	205	47	2	36	12	6	158
製造業	128	23	2	17	5	3	105
平成23年							
調査産業計	198	58	2	19	4	1	140
製造業	126	36	2	15	3	0	90

(3) 年金の掛金 (表8) 【集計表第9-1表~第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金(規約型)では「点数(ポイント)に単価を乗ずる」が43社(制度を採用している98社の43.9%)、「算定基礎に定率(全員同率)を乗ずる」方法が31社(同31.6%)で、確定給付企業年金(基金型)ではそれぞれ31社(制度を採用している76社の40.8%)、26社(同34.2%)等となっている。確定拠出年金(企業型)ではそれぞれ44社(制度を採用している107社の41.1%)、23社(同21.5%)等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金(規約型と基金型)を採用している企業の場合労働者の掛金負担があるのは、規約型では7社(集計95社のうちの7.4%)、基金型では10社(同75社のうちの13.3%)となっている。

表8 掛金の算定方式(調査産業計)

(社)

年金の種類	制度を採用している企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率(全員同率)を乗ずる	点数(ポイント)に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に 応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に応じた割合を乗ずる	その他
確定給付企業年金(規約型)	98	7	31	43	4	2	9
確定給付企業年金(基金型)	76	4	26	31	2	3	8
確定拠出年金(企業型)	107	6	23	44	—	—	29
平成23年							
確定給付企業年金(規約型)	99	8	31	39	0	6	15
確定給付企業年金(基金型)	66	3	21	26	0	5	10
確定拠出年金(企業型)	98	8	16	47	—	—	25

(注) その他には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合等が含まれる。

3 退職金額

(1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第11表、第12表】

平成24年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職19,872千円、会社都合17,171千円、自己都合6,376千円となっている。製造業では定年退職19,668千円、会社都合17,108千円、自己都合4,626千円となっている。

表9 退職事由別1人平均退職金額

（社、千円）

産業区分・ 年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計	119	19,872	67	17,171	117	6,376
製造業	74	19,668	40	17,108	70	4,626
平成23年度						
調査産業計	118	20,727	60	19,609	115	9,720
製造業	76	19,702	41	20,568	71	10,429

（注）金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年22,609千円、満勤勤続23,804千円、高校卒はそれぞれ18,509千円、20,129千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年22,184千円、満勤勤続23,851千円、高校卒はそれぞれ17,712千円、19,233千円となっている。

表10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男）

（社、千円、倍）

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒		大学卒/ 高校卒
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額	
調査産業計					
勤続35年	21	22,609	13	18,509	1.22
満勤勤続	73	23,804	79	20,129	1.18
製造業					
勤続35年	13	22,184	9	17,712	1.25
満勤勤続	49	23,851	53	19,233	1.24
平成23年					
調査産業計					
勤続35年	32	26,462	21	19,049	1.39
満勤勤続	70	25,313	77	21,333	1.19
製造業					
勤続35年	22	27,198	15	18,570	1.46
満勤勤続	44	26,080	50	20,309	1.28

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13表、第14表】

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいい、退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

定年退職した場合の退職金額をみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）27,084千円、高校卒事務・技術（総合職）23,867千円、高校卒生産21,023千円となっている。製造業はそれぞれ26,809千円、22,957千円、20,641千円となっている。

表11 モデル退職金額（会社都合）

（千円）

職種、学歴、 産業区分	勤続 3年	勤続 5年	勤続 10年	勤続 15年	勤続 20年	勤続 25年	勤続 30年	勤続 35年	60歳	定年
事務・技術（総合職）										
大学卒	(25歳)	(27歳)	(32歳)	(37歳)	(42歳)	(47歳)	(52歳)	(57歳)		
調査産業計	767	1,216	3,221	6,025	9,971	15,893	21,813	26,091	28,731	27,084
製造業	871	1,343	3,446	6,316	10,212	15,573	21,329	26,191	29,639	26,809
高校卒	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	660	1,062	2,648	4,672	7,544	11,460	15,464	19,983	24,200	23,867
製造業	690	1,166	2,828	5,033	7,963	11,929	15,616	20,246	24,372	22,957
生産										
高校卒	(21歳)	(23歳)	(28歳)	(33歳)	(38歳)	(43歳)	(48歳)	(53歳)		
調査産業計	475	831	2,084	3,952	6,550	10,066	13,772	17,271	21,526	21,023
製造業	457	826	2,098	3,985	6,600	10,127	13,812	17,185	21,437	20,641

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は88.1、高校卒生産は77.6となっている。製造業ではそれぞれ85.6、77.0となっている。

表12 モデル退職金額の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の高校卒の水準）

産業区分	定年	
	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	88.1	77.6
製造業	85.6	77.0

また、モデル退職金額の内訳（退職一時金額と退職年金現価額）に回答があった企業についてみると、定年退職時の大学卒事務・技術（総合職）のモデル退職金額は、調査産業計では28,355千円となっており、その内訳は、退職一時金額が13,780千円、退職年金現価額が14,576千円となっている。製造業では30,175千円となっており、その内訳は、退職一時金額が15,722千円、退職年金現価額が14,453千円となっている【集計表第14-1表】。

4 定年制

(1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

定年制を採用しているのは調査産業計、製造業いずれも集計企業の100.0%となっており、年齢を「60歳」としているのが、調査産業計では203社（集計213社の95.3%）、製造業では129社（同135社の95.6%）となっている。

(2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第16表】

調査産業計では制度を採用しているのは117社（集計213社の54.9%）で、うち勤続年数を要件とする企業は92社で所要年数の平均は14年となっている。製造業で制度を採用している72社（同135社の53.3%）のうち、勤続年数を要件とする企業は54社で所要年数の平均は12年6月となっている。

調査産業計では年齢幅で決めている企業は107社（集計213社の50.2%）で、「50歳」から適用を開始する企業が44社（年齢幅で決めている107社の41.1%）となっている。製造業では年齢幅で決めている企業は65社（同135社の48.1%）で、「45歳」からが24社、「50歳」からが23社となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件あり	勤続年数の要件なし	適用年齢		制度なし
					年齢ポイントで決める	年齢幅で決める	
調査産業計	213	117	92	22	7	107	96
製造業	135	72	54	15	4	65	63
平成 23 年							
調査産業計	208	111	83	28	15	95	97
製造業	134	68	50	18	10	57	66

(注) 勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では107社(制度のある117社の91.5%)で、支給率を加算し定年退職と同様に扱う企業が54社(優遇措置がある107社の50.5%)、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が22社(同20.6%)等となっている。製造業では65社(制度のある72社の90.3%)で、支給率を加算し定年退職と同様に扱う企業が35社(優遇措置がある65社の53.8%)、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が14社(同21.5%)等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では8社(制度のある117社の6.8%)、製造業では2社(同72社の2.8%)となっている。

表14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置 (優遇措置について複数回答)
(社)

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時 金の優遇 あり	退職一時金の優遇			退職年金 の優遇 あり	その他の 優遇あり
			定年退職 と同等に 扱う	勤続年数 の加算	その他		
調査産業計	117	107	54	22	64	8	9
製造業	72	65	35	14	41	2	8
平成23年							
調査産業計	111	99	45	19	57	14	22
製造業	68	60	30	13	34	5	15

5 継続雇用制度

(1) 継続雇用制度【集計表第17表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では207社(定年制を採用している213社の97.2%)で、継続雇用制度を採用している全ての企業で「再雇用制度」を採用している。製造業では131社(同135社の97.0%)で、全ての企業で「再雇用制度」を採用している。

(2) 再雇用時の雇用・就業形態(表15)【集計表第18-2表】

再雇用制度適用者の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が106社(集計204社の52.0%)、「契約社員」が50社(同24.5%)、「正社員」が16社(同7.8%)等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が61社(集計128社の47.7%)、「契約社員」が33社(同25.8%)、「正社員」が12社(同9.4%)等となっている。

表 15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

(社、%)

産業区分・ 集計社数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・ アルバイト	子会社・関連 会社の従業員	その他
調査産業計 204 社 (100.0)	16 (7.8)	50 (24.5)	106 (52.0)	12 (5.9)	11 (5.4)	9 (4.4)
製造業 128 社 (100.0)	12 (9.4)	33 (25.8)	61 (47.7)	6 (4.7)	8 (6.3)	8 (6.3)

(注1) 平成 23 年調査では再雇用時の雇用・就業形態について調査していない。

(注2) 「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

(2) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較 (表16) 【集計表第19表】

「再雇用制度」を採用している企業について、再雇用時の労働条件と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では、所定労働時間が定年退職時と同じとする企業は72.1%、定年退職時の50%以上80%未満が5.9%等となっている。基本給の時間単価は定年退職時の50%以上80%未満が49.8%、定年退職時の50%未満が32.0%等となっており、定年退職時と同じと回答した企業はなかった。

製造業では、所定労働時間が定年退職時と同じとする企業は77.5%、定年退職時の50%以上80%未満が4.7%等となっている。基本給の時間単価は定年退職時の50%以上80%未満が55.5%、定年退職時の50%未満が30.5%等となっており、定年退職時と同じと回答した企業はなかった。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

(%)

産業区分・年	所定労働時間					基本給の時間単価				
	定年退職 時の 50%未満	定年退職 時の 50%以上 80%未満	定年退職 時の 80%以上 100% 未満	定年退職 時と同じ	個別判断	定年退職 時の 50%未満	定年退職 時の 50%以上 80%未満	定年退職 時の 80%以上 100% 未満	定年退職 時と同じ	個別判断
調査産業計	1.5	5.9	2.0	72.1	18.6	32.0	49.8	1.0	0.0	17.2
製造業	1.6	4.7	0.8	77.5	15.5	30.5	55.5	0.8	0.0	13.3
平成 23 年	短縮される			同じ条件	個別判断	減少する			同じ条件	個別判断
調査産業計	8.8			53.4	37.7	86.7			0.5	12.8
製造業	6.8			57.1	36.1	86.4			0.8	12.9

(注1) それぞれの項目ごとに回答社数が違っており、各項目の合計が必ずしも「再雇用制度」を採用している企業数と一致しない。構成比は各区分ごとの社数計(=100.0%)とした場合の構成比となっている。

(注2) 平成 23 年調査では「同じ条件」、「短縮される(減少する)」、「個別判断」の3項目で調査している。

(3) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

「再雇用制度」を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢到達前の常用労働者の労働条件を比べてみると、調査産業計では再雇用労働者には定期昇給がないとする企業は85.9%、定年年齢到達前より低い水準が6.8%、一時金（賞与）が定年年齢到達前より低い水準が56.8%、支給なしが24.8%等となっている。

製造業では定期昇給がないが86.2%、低い水準が5.4%、一時金（賞与）が定年年齢到達前より低い水準が58.8%、支給なしが23.7%等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(%)

産業区分・年	定期昇給				一時金（賞与）			
	低い水準	同じ水準	個別判断	昇給なし	低い水準	同じ水準	個別判断	支給なし
調査産業計	6.8	0.0	7.3	85.9	56.8	2.4	16.0	24.8
製造業	5.4	0.0	8.5	86.2	58.8	3.8	13.7	23.7
平成 23 年								
調査産業計	0.5	0.5	16.7	82.4	50.5	2.9	19.6	27.0
製造業	0.8	0.0	15.8	83.5	51.1	3.8	18.8	26.3

(注) 表 16 の(注 1)に同じ。